

熊谷市自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、市民が参加する各種行事等において、参加者が心肺停止状態に陥った時の救命救急に備え、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を主催者に貸出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出機器）

第2条 この要領により貸出す機器は、こども健康部健康推進課に保管するAEDとする。

（貸出対象）

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合に、AEDを貸出しするものとする。

- (1) 10人以上の市民が参加し、又は参加が見込まれ、原則として市内において開催される行事等であること。
- (2) 市内に在住又は在勤する者が属する団体等が主催する行事等であること。
- (3) 営利を目的としない行事等であること。

2 前項の規定にかかわらず、市が主催、共催、後援又は協賛する行事等である場合は、AEDを貸出しするものとする。

（貸出要件）

第4条 AEDの貸出しを受ける場合においては、原則として医療従事者、救急救命士又は消防本部等が実施するAEDの操作方法を含む講習を修了した者を、その会場等に配置するものとする。

（貸出台数及び期間）

第5条 AEDの貸出台数は1台とし、貸出期間は貸出開始日から起算して5日間以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。

（貸出申請）

第6条 AEDの貸出しを受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、原則として行事等が開催される日の6か月前から2週間前までに自動体外式除細動器（AED）借用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（貸出決定）

第7条 市長は、前6条の規定による申請書の提出を受けたときは、貸出しの可否を審査決定し、自動体外式除細動器（AED）貸出決定通知書（様式第2号）、又は自動体外式除細動器（AED）貸出不承認通知書（様式第3号）により当該申請者に通知しなければならない。

2 申請者の数が、こども健康部健康推進課に保管するAEDの台数を超えた場合は、申請書提出日の前後にかかわらず、行事等の内容により優先度を判断することにより貸出決定するものとする。

3 第1項の規定により貸出決定を受けた者（以下、「使用者」という。）は、こども健康部健康推進課においてAEDの引渡しを受けるものとする。

（貸出決定の取消等）

第8条 市長は、貸出決定した場合において、決定後に生じた事情の変更等により、特に必要があると認める場合は、既に経過した期間に当たる部分にかかるものを除き、決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

2 前項の処分には、前条第1項の規定を準用する。

（費用の負担）

第9条 AEDの貸出しは、無償とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、使用者の負担とする。ただし、貸出期間中の救命救急において使用した除細動パッドその他の消耗品にかかる経費は、熊谷市の負担とする。

（遵守事項）

第10条 使用者は、AEDを返却するまでの間において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) AEDは常に良好な状態で管理すること。

(2) AEDを使用するときは、取扱説明書に基づき適正に使用すること。

(3) AEDを目的外に使用しないこと。

(4) AEDを処分、転貸、又は譲渡しないこと。

(5) AEDが故障、又は亡失、破損させた場合は、直ちに市長に報告すること。

（損害賠償）

第11条 使用者は、その責めに帰すべき理由によりAEDを亡失し、又は破損させたときは、相当と認める損害額をもって賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（返還）

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条の規定にかかわらずAEDの返還を求めることができる。

(1) 使用者がAEDを使用しなくなったとき。

(2) 使用者が本要領に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

（返却）

第13条 使用者は、返却日までに、AEDを返却するものとする。

2 使用者は、AEDを使用した場合は、自動体外式除細動器（AED）使用報

告書（様式第4号）をAED返却時に提出するものとする。

（事務処理）

第14条 AEDの貸出し及び返却等の手続きについては、こども健康部健康推進課にて行うものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。